

令和2（2020）年10月から分別が変わりました。
正しい分別の仕方は、家庭ごみの分別ガイド（青い表紙）を参考にしてください。

ご質問は問い合わせ先までお願いします。



問い合わせ先

環境施設課 八坂町10227番地	☎ (0848) 63-1210 FAX (0848) 67-6069	ごみの出し方・もやすごみ指定袋・もやすごみ処理券・資源集団回収・不法投棄・地域清掃
清掃工場	☎ (0848) 62-4197	もやすごみの直接搬入 受入時間(土・日・一部祝休日・年末年始を除く) 8時30分～12時 13時～16時30分
不燃物 処理工場 「Ecoro (えころ)」	☎ (0848) 62-1200	不燃物、びん・飲料缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、大型ごみの直接搬入 受入時間(土・日・一部祝休日・年末年始を除く) 8時30分～12時 13時～16時30分

事業系ごみの 分別ガイド



平成 29 年 4 月 1 日よりごみ分別区分の変更	1 ~ 2	処理の委託契約	8
事業系一般廃棄物の処理の流れ	3 ~ 4	減量・リサイクル	9
分別区分の変更について	5	古紙などのリサイクル	10
事業所とは	5	減量とリサイクル	11
事業者の責務	5	一般廃棄物(固形)収集運搬許可業者一覧	12
事業系ごみとは	6	産業廃棄物とは	13 ~ 14
受け入れができないごみ(禁止物)	7	事業系一般系廃棄物と産業廃棄物	15 ~ 16
分別・保管	8	付録 関係法令	17

平成29年4月からごみの分別区分が 3種8分別に変更になります！

分別区分の改正に伴い、現在の「もやすごみ」と「もやさないごみ」の2種2分別から3種8分別に変更になり、家庭系ごみと同レベルの分別区分になります。分別区分ごとに透明か中身が見える袋に分け、出してください。

ごみの中には水気を切って出せば減量可能な生ごみや、リサイクル可能な古紙類が多く含まれています。

循環型社会の形成に向け、資源の有効活用を図るとともに、ごみ処理費用を削減するためには、ごみの減量・リサイクルに取り組むことが必要です。特に生ごみの減量、紙ごみや資源化ごみの減量・リサイクルにご協力をお願いします。

もやすごみ

もやさないごみ

【現在】

平成29年
4月1日～
変更後

3種8分別

もやすごみ

資源化ごみ

もやすごみ

古紙類

かん類

ペットボトル



資源化ごみ

もやさないごみ

プラスチック製容器包装

きれいなびん

不燃物

発火性危険ごみ



もやすごみ → 清掃工場



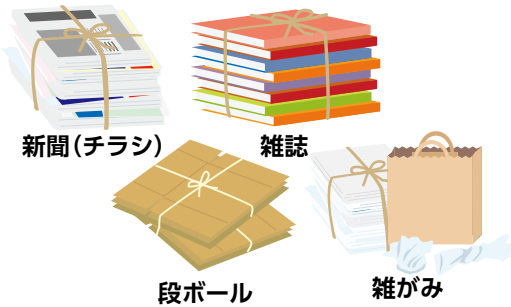
汚れた紙などリサイクルできない紙類、茶葉などの生ごみ、布切れ、木くずなど。

生ごみは水気をよく切ってから出してください。

飲食店、スーパーマーケット、ホテルなど生ごみが多く出る事業所では、まずは生ごみの発生を抑えるよう努めてください。

生ごみは水気を切って減量したり、食品リサイクル施設に引き渡すなどして、減量やリサイクルに努めてください。

古紙 → スtockヤード・古紙回収ボックス



リサイクル可能な古紙類を分別してストックヤードや古紙回収ボックスに出すことで、ごみの減量とリサイクルにつながります。

詳しくは、10ページ「古紙などのリサイクル」を参照してください。

また、雑がみの詳しい種類については市ホームページ「雑がみ分別ガイド」を参照してください。

かん類・ペットボトル・きれいなびん → 不燃物処理工場



かん類・ペットボトル・きれいなびんは内容物を除きよく水洗いなどをし、種類ごとに分けて透明か中身が見える袋で出してください。

かん類・ペットボトル・びんのふたは、はずして

プラ製のふたは **プラスチック製容器包装** へ

金属製のふたは **不燃物** へ

コルクは **もやすごみ** へ

農業用の農薬や劇薬の容器は収集しないごみです。(産業廃棄物)

プラスチック製容器包装 → 不燃物処理工場



発泡スチロールもプラスチック製容器包装に含みます。

マヨネーズなどの容器は、切り開いて不要な紙や布でふき取ってください。

プラのマークの無いものはもやさないごみへ出してください。

ペットボトルやプラスチック製容器包装で汚れが落ちない場合は、もやすごみへ出してください。

なるべく汚れを落としリサイクルにご協力ください。

不燃物・発火性危険ごみ → 不燃物処理工場



不燃物も可能な限り工場でもリサイクルします。

ストーブや小型の電気器具類は、燃料を空にして、電池を抜いて出してください。

発火性危険ごみは中身を使い切って不燃物とは違う袋で出してください。

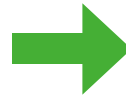
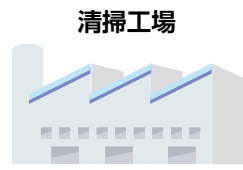
ごみ収集車がガスの残ったボンベを回収した場合、収集車内でガスが漏れ火災の原因となり、大変危険です。

事業系一般廃棄物の処理の流れ

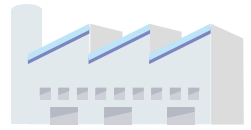
資源化ごみ	もやすごみ 汚れた紙などリサイクルできない紙類 茶葉などの生ごみ 布切れ 木くずなど	10ページ「 雑がみとして資源化できない古紙の例 」参照 生ごみは水分をよく切ってください 木くずは長さ1m・太さは7cm以下で		→
	古紙類 新聞(チラシ)・雑誌 段ボール・雑がみ	10ページ「 古紙などのリサイクル 」参照 ストックヤードや古紙回収ボックスの有効活用をお願いします 古紙は再生紙として生まれ変わりリサイクルにつながります		→
	無料で持ち込めます			
	かん類 アルミ・スチール製のかんのほか 缶詰のかん お茶の葉・お菓子の入っていたかんも「かん類」に含みます	水洗いなどで汚れを落としてください ふたははずしてください 汚れの落ちないかんは「 不燃物 」へ		→
	ペットボトル 飲料用 酒類など	水洗いなどで汚れを落としてください ふたははずしてください ラベルを取り除く必要はありません 汚れの落ちないペットボトルは「 もやすごみ 」へ	キャップ・ふたははずしてください 	→
プラスチック製容器包装 弁当から お菓子の袋など	水洗いなどで汚れを落としてください 発泡スチロールもプラスチック製容器包装に含みます 水洗いなどで汚れの落ちないプラスチック製容器包装は「 もやすごみ 」へ 「プラ」のマークの無いものは「 もやさないごみ 」へ		→	
きれいなびん 飲料用のびん お酒のびん ジャムのびんなど	水洗いなどで汚れを落としてください ふたははずしてください 繰り返し使えるびん(一升びん・ビールびん)は販売店に返してください 汚れの落ちないびんは「 もやさないごみ 」へ		→	
もやさないごみ	不燃物 プラスチック製ハンガー 小型の電気器具類 金属類 文具など			
	発火性危険ごみ カセットボンベ ガスライター スプレー缶など	必ずガスを使い切って出してください 他のごみとの混在はしないでください ごみ収集車がガスの残ったボンベを回収した場合 収集車内でガスが漏れ火災の原因となり大変危険です	中身が見える袋で 	→

**一般廃棄物収集運搬許可業者
自己搬入**

市の処理施設に搬入される事業系ごみの多くが生ごみです。水気をよく切ってから出してください。



焼却



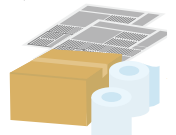
**一般廃棄物収集運搬許可業者
自己搬入**

対象品目は・新聞(チラシ)・雑誌・段ボール・雑誌がみです。10ページ「古紙などのリサイクル」を参照してください。



再生

再生紙
トイレットペーパー
段ボール
など



**一般廃棄物収集運搬許可業者
自己搬入**

不燃物処理工場



資源化ごみである「かん類」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」「きれいなびん」は水洗いなどし、種類ごとに**透明か中身の見える袋**に入れて出してください。「かん類」「ペットボトル」「きれいなびん」はふたをはずして出してください。

はずしたふたは、

- ・ プラ製のふたは **プラスチック製容器包装** へ
- ・ 金属製のふたは **不燃物** へ
- ・ コルクは **もやすごみ** へ



**プラスチック製
容器包装**

不燃物

もやすごみ

透明か中身の見える袋でそれぞれ別の袋に入れ、袋の口はしっかりしばって出してください。ペットボトル・食品トレーなどは、一部小売店の店頭で回収が進められています。不燃物と発火性危険ごみは必ず別の袋で出してください。



再生

かん
鉄筋
など



再生

ユニフォーム・シャツ
水切りネット・ボトル製品
など



再生

文房具
日用雑貨などの
プラスチック製品
など



再生

ビールびん
ジュースびん
酒びん
など



一般廃棄物のごみの分別区分は3種8分別です。

ごみは8分別し、分別区分ごとに透明か中身が見える袋に分け、出してください。

※産業廃棄物である「かん類」(金属くず)・「ペットボトル、プラスチック製容器包装」(廃プラスチック類)・「びん」(ガラスくず)の中で本来の事業活動と関係なく、従業員の飲食などに伴い排出され、家庭系ごみと同量程度のものにかぎり「資源化ごみ」として排出し、リサイクルにご協力ください。

分別区分の変更について

近年、天然資源の消費を抑制し、環境への負担が軽減される社会、循環型社会の構築が重要となっています。

原油価格が高騰するなか、廃プラスチック類は重要な資源です。

事業活動に伴う廃プラスチック類、金属くずなどは産業廃棄物として適正に処理されれば法律上の義務を果たしたことになりますが、企業の社会的責任と役割を認識し、ごみの**発生抑制** (Reduce), **再使用** (Reuse), **再生利用** (Recycle) といった3 R (スリーアール) の考え方に基づき積極的な分別と減量・リサイクルにご協力をお願いします。

今回の分別区分の改正に伴い、今までの「もやすごみ」「もやさないごみ」の2種2分別から家庭系ごみと同レベルの分類、**3種8分別**に変更になります。

資源化ごみは、適正に分別を行い不燃物処理工場へ搬入するか、再生事業者に取り取ってもらってください。

各事業所で作られるごみがどの区分に該当するのか従業員一人一人が考え、ごみの分別と減量・リサイクルに関心を持っていただき、本書を有効にご活用いただければ幸いです。

事業所とは

事務所(個人営業も含む)、商店、飲食店、工場、ホテル、農業、漁業など営利を目的として事業を営むものだけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校などの公共公益事業を営むものも含まれます。

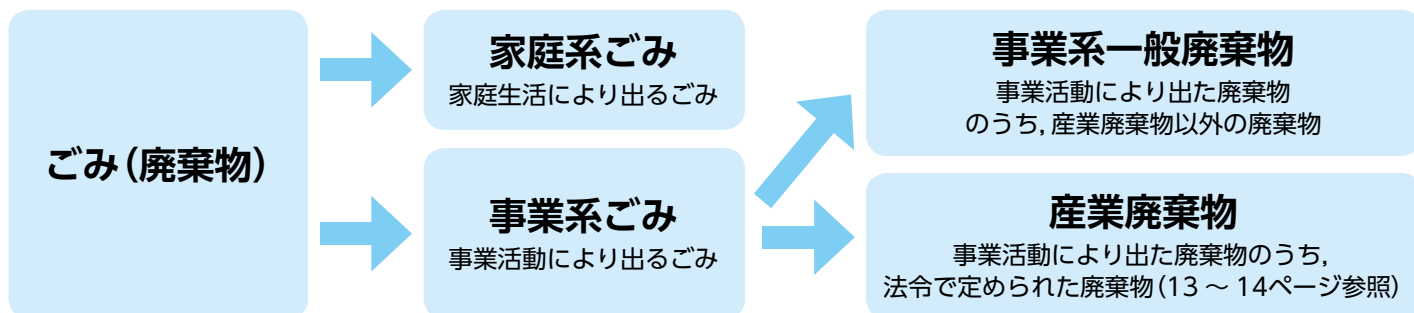
事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、事業活動に伴って発生する廃棄物の処理等については、次のとおり事業者の責務として定められています。(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第三条)

- 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければならない。
- 廃棄物の減量その他の適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の政策に協力しなければならない。

事業系ごみとは

ごみには、家庭生活により出る「家庭系ごみ」と事業活動により出る「事業系ごみ」があり事業系ごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。



ごみの分別と減量・リサイクルに取り組んで環境に優しい事業所を目指しましょう

事業系ごみは家庭系ごみ用のごみステーションには出せません。

事業系ごみは、事業者の方が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

必ず分別区分に従って分別の上、自ら処理施設に搬入するか、収集運搬許可業者に委託し適正に処理しなければなりません。

分別区分は必ず守ってください。

リサイクルができる古紙、金属くず、空きびん、生ごみ、布などはこれらを専門に取り扱う再生事業者(リサイクル事業者)にも委託できます。(9ページ参照)



事業系ごみを家庭系ごみとして排出することはできません

住居と事業所が一体であっても、事業活動によって出たごみは、家庭系ごみとして出すことはできません。



事業系ごみ
店舗から出たごみは、自ら処理施設に搬入するか、許可業者に委託してください。

家庭系ごみ
住居から出たごみは、地域のごみステーションに出してください。

不法投棄や野外焼却はできません

一般廃棄物、産業廃棄物にかかわらず、廃棄物を不法投棄したり、野外焼却(野焼き)したりすることは、法により禁止されています。これらに違反した場合は、罰則が科せられます。

処理を委託した業者が不法投棄を行った場合にも、排出事業者の責任を問われることがあります。



受け入れができないごみ(禁止物)

以下のものは市の廃棄物処理施設で受け入れできません。

産業廃棄物

法律で定められた20種類の事業系ごみ(13～14ページ参照)

特別管理一般廃棄物

血液の付着したガーゼや包帯などの感染性廃棄物

※医療関係機関で発生する非感染性の廃プラスチック類やガラスくず等は産業廃棄物として処理してください。

※その他としてPCB使用部品・ばいじんなど

パソコン

デスクトップパソコン(モニター含む)、ノートパソコン

各メーカーの回収窓口に回収を依頼してください。メーカー不明の場合は、(一社)パソコン3R推進協会のホームページをご覧ください。

自作機、メーカー不明機を廃棄処分する場合は、産業廃棄物として処理してください。

問い合わせ先

一般社団法人パソコン3R推進協会

電話 03-5282-7685 ホームページ <http://www.pc3r.jp/>

家電リサイクル法対象家電製品

家庭用エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機

販売店にご相談になるか、自ら産業廃棄物として処理するか、郵便局で家電リサイクル料金を振り込み日本通運三原支店へ直接搬入してください。

指定引取り場所

日本通運(株)三原支店

古浜三丁目7-1 電話0848-62-4122

営業時間

月～土(祝日を除く)

8時30分～12時 13時～17時

製造業者等不存在・不確知のものについては、取り扱いやリサイクル費用(再商品化手数料)が異なりますので、次の問い合わせ先にご確認ください。

問い合わせ先

家電リサイクルセンター(RKC)

フリーダイヤル 0120-319640 9時～17時(日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.rkc.aeha.or.jp/>

業務用電気製品は家電リサイクル法の対象外です。産業廃棄物として処理してください。メーカー不明機も同様です。

消火器

消火器は廃消火器リサイクルシステムで対応します。

(事前に連絡してください。)

問い合わせ先

(株)消火器リサイクル推進センター

電話 03-5829-6773 (受付時間 : 9:00～17:00 ただし、土日祝日、休日及び12:00～13:00を除く)

ホームページ <http://www.ferpc.jp/>

その他

長さ1m・太さ7cm以上の木くず

農業用機具および資材・浴槽・建築廃材・自動車部品・ピアノ・ビニール波板・灰・農業用ビニール・農薬・仏具・神具など

その他ご不明なものは環境管理課まで問い合わせください。

分別・保管

ごみの区分ごとに正しい分別をしましょう。

適正処理の第一歩は分別です。産業廃棄物, 事業系一般廃棄物, リサイクル可能なものを基本として, 処分先や処分方法ごとに分別しましょう。

産業廃棄物	事業系一般廃棄物	リサイクル可能なごみ
	<p>リサイクル可能なものを捨てていませんか? 雑がみ(包装紙, 封筒, 紙箱など)もリサイクルできる紙です。</p>	<p>分別する種類に応じた箱や棚を設置します。</p>
<p>金属製品</p> <p>複合製品</p> <p>ガラス・陶磁器類</p> <p>電池類</p> <p>蛍光灯類 など</p>	<p>もやすごみ</p> <p>もやさないごみ</p> <p>※ごみの分別と減量・リサイクルに取り組みましょう。 ※排出区分を守りましょう。 ※生ごみは水気をよく切ってください。</p>	<p>再生可能な紙類は種類ごとに分類します。</p> <p>リサイクル可能なごみ</p> <p>※リサイクル可能な紙類は種類ごとに分別しましょう。 ※分別する種類に応じた箱や棚を設置しましょう。</p>



産業廃棄物の保管基準

囲いの設置, 飛散, 悪臭等の発生防止など規定が多くあります。

詳しくは 広島県東部厚生環境事務所 まで

問い合わせ先 広島県東部厚生環境事務所 環境管理課

電話 0848-25-2011

処理の委託契約

産業廃棄物処理の委託基準

産業廃棄物の収集運搬及び処分の許可を有する業者と委託契約を締結する必要があります。

(排出事業者が自ら処理施設まで運搬する場合は収集運搬許可業者との契約は不要です。)

産業廃棄物の収集運搬許可業者・処分業者の情報は, 一般社団法人広島県資源循環協会のホームページ「ひろしま産廃ネット」で検索できます。

廃棄物の処理を委託する場合は, 法の基準を守る必要があります。



事業系一般廃棄物の委託基準

一般廃棄物の収集運搬業の許可を有する業者と委託契約を締結する必要があります。

(排出事業者が自ら処理施設まで運搬する場合は収集運搬許可業者との契約は不要です。)

収集運搬許可業者は 12ページ「一般廃棄物(固形)収集運搬許可業者一覧」を参照

減量・リサイクル

「地球環境の保全」「限りある天然資源の有効活用」といった観点から、積極的に紙ごみの減量とリサイクルに取り組みましょう。

事業所からは多くの紙ごみができます。まずは紙ごみの削減から始めましょう。

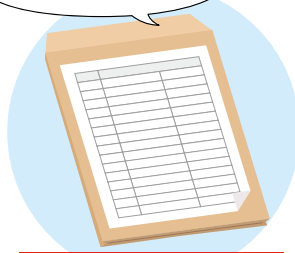
古紙類

両面印刷、Nアップ印刷を利用しましょう。



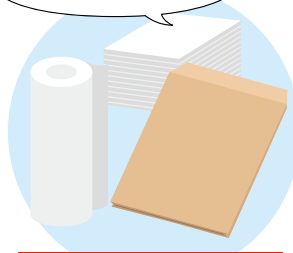
発生抑制
Reduce

再利用をしましょう。



再使用
Reuse

再生して作られた製品を使いましょう。



再生利用
Recycle

再生可能な古紙類



新聞(チラシ)



雑誌



段ボール



雑がみ

ストックヤードや古紙回収ボックスへ搬入してください。

金属類・スチール製品



ガラス製品



ペットボトル



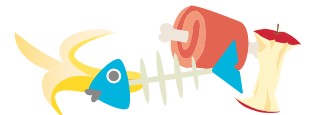
プラスチック製容器包装



布類・廃油等



食品・生ごみ



※水分は取り除いてください

ごみとして廃棄する前に再利用・リサイクルできるものはないか考えましょう

○ ● ご紹介 ● ○

リサイクルができるびん・かん・古紙類などはごみにはせず分別すれば、再生事業者に取り取ってもらえる場合もあります。

再生事業者の情報は、広島県ホームページ「[廃棄物再生事業者登録名簿](#)」に掲載されています。

茶葉などの生ごみ、食料品の売れ残りなどの動植物性残さの中にもリサイクルできるものがあります。広島県ホームページ「[ecoひろしま～環境情報サイト～](#)」をご覧ください。

食品・生ごみなどは、自らの施設内で生ごみ処理機を使用し、生ごみを堆肥化したり、乾燥させて減量化する方法もひとつの取り組みです。

古紙などのリサイクル

分別した古紙類を自己搬入する場合は、ストックヤードまたは古紙回収ボックスに搬入してください。

事業所などで不要になったOA紙や新聞・雑誌などの古紙を無料で持ち込めるため、置き場所に苦労していた古紙を手早く片付けられる利便性があるとともに、紙ごみを一般廃棄物として処理していた事業所はごみ処理費用の節減にもつながります。

ストックヤード

これまで清掃工場で焼却していた古紙などを、一時的に保管し、資源としてリサイクルします。

- 開場日時 平日(月曜日～金曜日)
8時30分～12時・13時～16時30分(清掃工場と同じ)
※一部祝休日・年末年始は除きます。
※開場日は清掃工場と同じです。
- 場 所 三原市清掃工場敷地内(三原市八坂町)
電 話 (0848)62-4197



古紙類の回収ボックス

市内4か所に古紙回収ボックスを設置しています。積極的に利用してください。

- 開場日時 平日(月曜日～金曜日) 8時30分～17時15分
※祝休日、年末年始は除きます。
- 設置場所 ・シルバー人材センター(宮沖五丁目)
・三原市役所本郷支所
・三原市役所久井支所
・三原市役所大和支所



対象品目と搬入方法

対象品目	搬入方法
新聞(チラシ)	ひもでしばる。
雑誌	
段ボール	折りたたんでひもでしばる。 (一辺の長さが1m以内)
雑がみ	ひもでしばるか、紙袋に入れる。

- ※注意事項
- 片手で持てる量(おおむね10kg)としてください。
 - 汚れたもの、濡れたものは不可。
 - 機密書類は搬入しないでください。



資源化できる雑がみ・できない雑がみ



- 雑がみとして資源化できる古紙の例
包装紙、紙袋、カレンダー、菓子の箱、ティッシュペーパーの箱(フィルムを取り除く)、はがき・封筒(ビニール加工・圧着・写真付きを除く)、食品の箱、名刺、割り箸の袋、メモ用紙、キッチンペーパー・トイレトペーパーの芯 など
雑がみの詳しい種類については市ホームページ「雑がみ分別ガイド」を参照してください。



- × 雑がみとして資源化できない古紙の例
レシートなどの感熱紙、タオルペーパー、複写伝票などのカーボン紙・ノーカーボン紙、菓子の包み紙、シール台紙、シュレッダー済みの紙、アイスクリームの紙カップ、香りが着いた紙、セロハンが付いた封筒、段ボールの切れ端、防水加工された紙(※) など
※牛乳パックは、一部スーパーで店頭回収しています。

もやすごみへ

減量とリサイクル

事務所・店舗などの業種別の行動例を示してみました。あなたの事業所独自の取り組みを考えるきっかけにしてください。

事務所

- 両面コピーや電子メールなどでコピー用紙の使用量削減に取り組んでいる
- 個人のごみ箱をなくし、ごみ箱を共有するなどにより、社員が安易にごみを出すのを抑制している
- お茶やコーヒーは、湯のみやマイカップを使用し、使い捨て容器の使用量を減らしている
- ミスコピー紙や不要となったコピー用紙はメモ紙や内部資料などに裏面使用している
- 不要となった事務用品、事務機などは、他部署などで再使用している
- OA用紙、印刷物には再生紙を購入し、使用している
- びん、かん、ペットボトルなどは分別し納入業者に引き取ってもらうか、再生事業者などに引き渡している

店舗

- 量り売りなど、消費者が包装方法を選択できる
- 値引き販売等により、売れ残りを減らす
- 商品廃棄を削減する販売管理の徹底をしている
- リターナブルびんやデポジット制の商品を販売、回収している
- 詰め替え商品など繰り返し使用できる商品を販売している
- 包装紙、トイレットペーパー等の再生品の使用をしている
- トレー、紙パック、ペットボトル等の店頭回収を行っている
- びん、かん、ペットボトルなどは分別し納入業者に引き取ってもらうか、再生事業者などに引き渡している

飲食店・ホテル・結婚式場

- 調理を工夫して、生ごみの減量に努めている
- 少量からの注文ができるようにし、食べ残しの減少に努めている
- 割り箸を再利用可能なものに切り替えたり、分包砂糖のような小分商品の使用は控えている
- 紙製おしぼりや紙コップなどの使い捨て製品の使用は控えている
- 石鹸、シャンプー等についてはディスペンサー容器を使用している
- 食品やその他物品の仕入れには通い箱を使用している
- チラシ、パンフレット、包装紙、トイレットペーパーなどはなるべく再生品を使用している
- 資源化可能な古紙類は、新聞・雑誌・段ボール・雑がみに分別し、できる限りリサイクルしている
- びん、かん、ペットボトルなどは分別し納入業者に引き取ってもらうか、再生事業者などに引き渡している

製造業

- 商品の小型化など、資源使用量の削減に努めている
- 修理体制の充実、修理サービスの向上に努めている
- 製造過程での廃棄物発生を抑え、発生した物はリサイクルに努める
- 容器のリターナブル化やデポジット制を実施している
- 詰め替え可能な製品の生産を促進している
- 通い箱の使用など運搬資材・梱包資材の省資源化・再使用を進める
- 原料に再生資源を利用している
- 分別しやすい設計に努めている
- 製品および梱包材などを回収、リサイクルしている

一般廃棄物(固形)収集運搬許可業者一覧

三原・本郷・大和地区

業 者 名	住 所	電 話 番 号
三原総和(有)	糸崎二丁目9-40	0848-64-3601
森川産業	糸崎四丁目9-35	0848-62-6321
天満商事(有)	小坂町3759-8	0848-66-3714
田中興運(有)	古浜三丁目2-31	0848-67-4569
ヤマモト	城町三丁目1-1 (山本産業内)	0848-64-0582
広島環境整備(有)	須波ハイツ三丁目23-13	0848-69-2207
(有)モリタ美研	宗郷四丁目9-12	0848-64-3824
(有)向実業	高坂町許山162-1	0848-66-3635
ジャパンアメニティ(有)	長谷三丁目1-27	0848-66-4199
藤原リサイクル(有)	中之町八丁目25-10	0848-67-7123
(有)ウエスト三原	西野五丁目22-3	0848-63-3909
クリーンサービス	沼田三丁目4-7	0848-66-5156
(株)コレクトなかの	沼田東納所269-1	0848-60-2830
備後産業	沼田東町両名997-5	0848-66-4910
便利屋テクノ三原	港町一丁目8-19	0848-36-5765
三原タイヤ(株)	皆実三丁目1-24	0848-62-4170
E C O . ガレージ	宮沖四丁目1-17	0848-63-2375
(公社)三原市シルバー人材センター(剪定枝・草木のみ)	宮沖五丁目9-32	0848-63-2266
村上商事(株)	宮浦四丁目3-19	0848-67-6357
三陽環境管理(株)	宮浦四丁目7-16	0848-64-1972
(有)アイ・クリーン	宮浦五丁目20-8	0848-63-7050
田中総合建設(有)	宮浦六丁目11-18	0848-63-9273
三原クリーナー	宮浦六丁目12-20	0848-64-5519
(有)石原(生木・草のみ)	本郷町上北方2319	0848-86-1881
(株)ひかりクリーナー	本郷南六丁目8-2	0848-86-3941
(有)山崎美装	大和町下徳良2456-3	0847-33-0445
(株)三原環境開発	久井町江木1323-1	0847-32-7368
(株)クローバー	久井町江木103-23	0847-32-7799
(有)グリーンアース	久井町坂井原10253-6	0848-62-1381
(株)大地産業	久井町山中野906	0847-32-6555

久井地区

業 者 名	住 所	電 話 番 号
(株)三原環境開発	久井町江木1323-1	0847-32-7368
(有)グリーンアース	久井町坂井原10253-6	0848-62-1381
(公社)三原市シルバー人材センター久井支所(剪定枝・草木のみ)	久井町下津1497-3	0847-32-7123

- (お断り) 1 許可業者一覧は、変更がある場合があります。
 2 一般廃棄物の収集・運搬は、許可業者以外に依頼することはできません。
 3 許可業者によって、取り扱い品目・方法・運搬料金等異なる場合がありますので、直接お問い合わせください。

産業廃棄物とは

種類	内容	具体例
燃え殻	事業活動に伴い生ずる石灰がら、灰かす、焼却残灰、炉清掃排出物等	廃棄物焼却灰、灰かす、石炭がら、コークス灰、重油燃焼灰、炉清掃排出物等
汚泥	工場廃水等の処理後に残る泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもので、有機性及び無機性のすべてのもの	①有機性汚泥 下水汚泥、ビルピット汚泥、消化汚泥、製紙スラッジ、活性汚泥等 ②無機性汚泥 めっき汚泥、碎石スラッジ、ベントナイト汚泥、石灰かす、活性炭かす、廃脱硫剤等
廃油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油	潤滑油系廃油、切削油系廃油、洗浄油系廃油、絶縁油系廃油、動植物油系廃油、廃溶剤類、廃可塑剤類、燃料油系廃油、タンカー洗浄排水、タールピッチ類、印刷インキかす等
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱います	硫酸、塩酸、硝酸、フッ酸、酢酸、クエン酸、アミノ酸発酵廃液、エッチング廃液、染色廃液、写真漂白廃液等
廃アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液中和処理した場合に生ずる沈でん物は汚泥として取り扱います	石灰廃液、アルカリ性めっき廃液、金属せっけん廃液、廃ソーダ液、アンモニア廃液、写真現像廃液、酸性ソーダ廃液等
廃プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類	廃ポリウレタン、廃ベークライト(プリント基盤等)、廃スチロール(発砲スチロールを含む)、廃農業用フィルム、各種合成樹脂系包装材料のくず、廃合成皮革、廃合成建材(タイル、断熱材、合成木材、防音材等)、合成繊維くず(ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む)、廃ポリ容器類、電線の被覆くず、廃タイヤ、ライニングくず、廃ポリマー、塗料かす、接着剤かす等
紙くず 【業種指定】	①建築業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業、(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る)に係るもの ③出版業(印刷出版を行うものに限る)に係るもの ④製本業及び印刷物加工業に係るもの ⑤ PCB が塗布され、又は染み込んだもの	印刷くず、製本くず、板紙、断裁くず、旧ノーカーボン紙等、建材の包装紙、建設現場から排出される紙くず等
木くず 【業種指定】	①建築業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②木材又は木製品製造業(家具の製造業を含む)に係るもの ③パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの ④物品賃貸業に係るリース物品 ⑤貨物の流通のために使用したパレット ⑥ PCB が染み込んだもの	建設業関係の建物、橋、電柱、工事現場、飯場小屋の廃木材(工事箇所から発生する伐採材や伐根を含む)、木材、木製品製造業関係の廃木材、おがくず、バーク類、梱包材くず、板きれ、廃チップ、リース事業者から排出されるリース物品(家具、器具等)、貨物流通用パレット(貨物の荷役、輸送又は保管のために単位数量単位で載せる台)等
繊維くず 【業種指定】	①建築業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) ②繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)に係る天然繊維くず、(合成繊維は廃プラスチック類) ③ PCB が染み込んだもの	畳、じゅうたん、木綿くず、綿くず、羊毛くず、麻くず、糸くず、布くず、不良くず、落ち毛、みじん、くずまゆ、レーヨンくず等、ロープ、建築現場から排出される繊維くず等
動植物性残さ 【業種指定】	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く)医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(魚市場、飲食店等から排出される動植物性残さ又は厨芥類は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物に該当)	①動物性残さ(魚・獣の骨、皮、内蔵等のあら、ボイルかす、うらごしかす、缶づめ・瓶づめ不良品、乳製品精製残さ、卵から、貝がら等) ②植物性残さ(ソースかす、しょうゆかす、こうじかす、酒かす、ビールかす、あめかす、糊かす、でんぱんかす、豆腐かす、茶かす、米・麦粉、大豆かす、果物の皮・種子、野菜くず、薬草かす、油かす等)

※産業廃棄物である「かん類」(金属くず)・「ペットボトル, プラスチック製容器包装」(廃プラスチック)・「びん」(ガラスくず)の中で本来の事業活動と関係なく, 従業員の飲食などに伴い排出され, 家庭系ごみと同量程度のものかぎり「資源化ごみ」として排出し, リサイクルにご協力ください。

種類	内容	具体例
動物系固形不要物 【業種指定】	と畜場においてとさつし, 又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜, 食鳥処理場において処理した食鳥
ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類)	切断くず, 裁断くず, ゴムくず, ゴム引布くず(廃タイヤは合成ゴムであるため廃プラスチック類)
金属くず		鉄くず, 空かん, スクラップ, ブリキ・トタンくず, 箔くず, 鉛管くず, 銅線くず, 鉄粉, バリ, 切削くず, 研磨くず, グライ粉, 半田かす, 溶接かす等
ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くず	「コンクリートくず」は, 工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く(がれき類に該当)	①ガラスくず 廃空びん類, 板ガラスくず, 破損ガラス, アンブルロス, ガラス繊維くず, カレットくず, ガラス粉, ロックウールくず等 ②コンクリートくず 製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず, インターロッキングくず等, ③陶磁器類くず 土器くず, 陶器くず, 石器くず, 磁器くず, レンガくず, 断熱レンガくず, レンガ破片, 瓦破片等 ④廃石膏ボード
鉱さい		スラグ(高炉・平炉・転炉・電気炉等の残さい), キューポラ溶鉱炉のノロ, 不良鉱石, 不良石灰, 鉱じん, 鑄物廃砂, サンドブラスト廃砂(塗料かす等を含むものを除く)等
がれき類	工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたコンクリート破片, その他これに類する不要物(もっぱら土地造成の目的となる土砂に準じたものを除く)	コンクリート破片, レンガ破片, ブロック破片, 瓦破片, アスファルトがら, 廃スレート等
動物のふん尿 【業種指定】	畜産農業に該当する事業活動に伴って生じた動物のふん尿	牛, 馬, 豚, めん羊, 山羊, にわとり, あひる, がちょう, うずら, 七めん鳥, 兎及び毛皮獣等ふん尿等
動物の死体 【業種指定】	畜産農業に係る事業活動に伴って生じた動物の死体	同上の家畜の死体
ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設, ダイオキシン類特措法第2条第2項に規定する特定施設又は汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, 廃プラスチック類, 産業廃棄物である紙くず(PCBが塗布され, 又は染み込んだもの), 木くず(PCBが染み込んだもの), 繊維くず(PCBが染み込んだもの), 若しくは金属くず(PCBが付着し, 又は封入されたもの)の焼却施設において発生するばいじんであって, 集じん施設によって集められたもの	電気集じん機捕集ダスト, バグフィルター捕集ダスト, サイクロン捕集ダスト等
産業廃棄物処理物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって, 前各欄に該当しないもの(法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物)	有害汚泥のコンクリート固型化物 化製場での化製処理により発生した廃肉骨粉
輸入された廃棄物	航行廃棄物(※1)及び携帯廃棄物(※2)を除く	輸入された廃棄物

※1 航行廃棄物とは, 船舶内にある船員その他の者及び航空機内にある航空機乗組員その他の日常生活に伴って生じたゴミ, し尿その他の廃棄物をいいます。

2 携帯廃棄物とは, 入国する者の外国における日常生活に伴って生じたごみその他の廃棄物であって, 入国する者が携帯するものをいいます。

3 上記に規定する産業廃棄物のうち, 石綿を重量比で0.1%を超えて含むものは「石綿含有産業廃棄物」として処理する必要があります。

出典: 広島県環境県民局産業廃棄物対策課 廃棄物処理法の概要【産業廃棄物編】

三原市では産業廃棄物は処理しません！

事業系一般廃棄物



資源化可能な紙類はリサイクルへ
(10ページ参照)

古紙類



木製のタンス、棚、
剪定枝、落ち葉 など



天然繊維(毛布、木綿布、絹、じゅうたん)、
本畳、
作業服(綿、絹など)



厨芥ごみ、残飯、
茶葉 など、
食料品の売れ残り、
魚のあら など



天然皮革、
かばん、
ブーツ・コート
革類の敷物 など

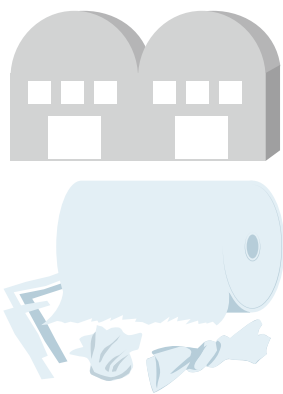
紙くず

木くず

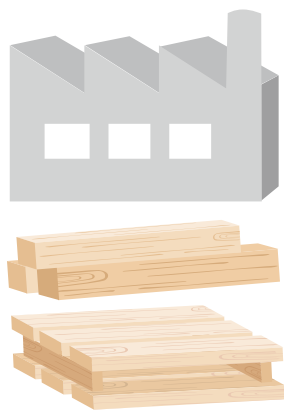
繊維くず

動植物性残さ

※食品関連事業者は、食品リサイクル法によりリサイクル等の実施率目標が定められています

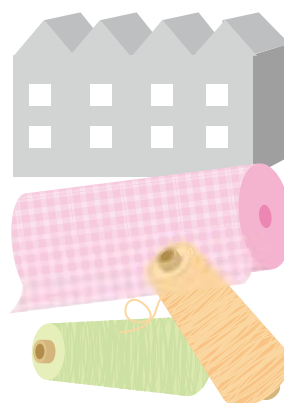


建設業(建物の建築、増築、改築(リフォーム)、解体時に出るもの)、紙製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から出るもの



建設業(建物の建築、増築、改築(リフォーム)、解体時に出るもの)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、リース業などから出るもの

※パレットは業種に関係なく全て産業廃棄物です。



建設業(建物の建築、増築、改築(リフォーム)、解体時に出るもの)、製縫工業から出るもの



食料品・飲料製造業、医薬品製造業などにおいて原料として使用した動物、又は植物に係る固形状の不要物

業種指定されているこれらの廃棄物は産業廃棄物として処理しなければなりません

産業廃棄物

※産業廃棄物である「かん類」(金属くず)・「ペットボトル, プラスチック製容器包装」(廃プラスチック類)・「びん」(ガラスくず)の中で本来の事業活動と関係なく, 従業員の飲食などに伴い排出され, 家庭系ごみと同量程度のものにかぎり「資源化ごみ」として排出し, リサイクルにご協力ください。



※事業活動に伴って排出され, 量的又は質的に環境汚染源として問題とされる廃棄物については排出事業者の処理責任の下, 産業廃棄物として処理していただきます。

廃プラスチック類

金属くず

ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず

その他



発砲スチロール, PP バンド, 食品トレー, ラップ類, スタイロ量, 点滴のパック, チューブ, 断熱材, 収納ケース, 合成樹脂くず, 合成繊維くず(カーテン, 作業服など), 合成ゴムくず, 廃タイヤ, プラスチック製容器包装, ペットボトル, ゴム長靴 など



空き缶, 一斗缶, ペンキ缶, スチール製品(机, 椅子, 棚, ロッカー, ベッド など), コンロ, トースター, 金網, カーテンレール など



空きびん, コップ, 茶碗, 窓ガラス, 鏡, 試験管, シャーレー, コンクリートくず など



燃え殻, 汚泥, 廃油, 廃酸, 廃アルカリ, ゴムくず, 銻さい, がれき類, ばいじん, 動物系固型不要物, 動物のふん尿, 動物の死体

※但し, 動物系固型不要物は, と畜場, 食鳥処理場から排出されるもの, 動物のふん尿及び動物の死体は畜産農業から排出されるものが産業廃棄物です。

複数の 素材で できた物



コピー機, FAX 機, 掃除機, CD, DVD プレーヤー, 照明器具, 乾電池, 充電式電池, パソコンプリンター, 電気コード, 自転車, 傘, 蛍光灯, 小型家電製品, 電話機 など

産業廃棄物

※ 産業廃棄物・業種指定については 13 ~ 14 ページを参照してください。

付録 関係法令



■法律: 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (抜粋)

(事業者の責務)

- 第三条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
 - 3 事業者は、前二項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

■条例: 三原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 (抜粋)

(目的)

- 第1条 この条例は、廃棄物の減量化及び資源化を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境の清潔を保持することにより、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

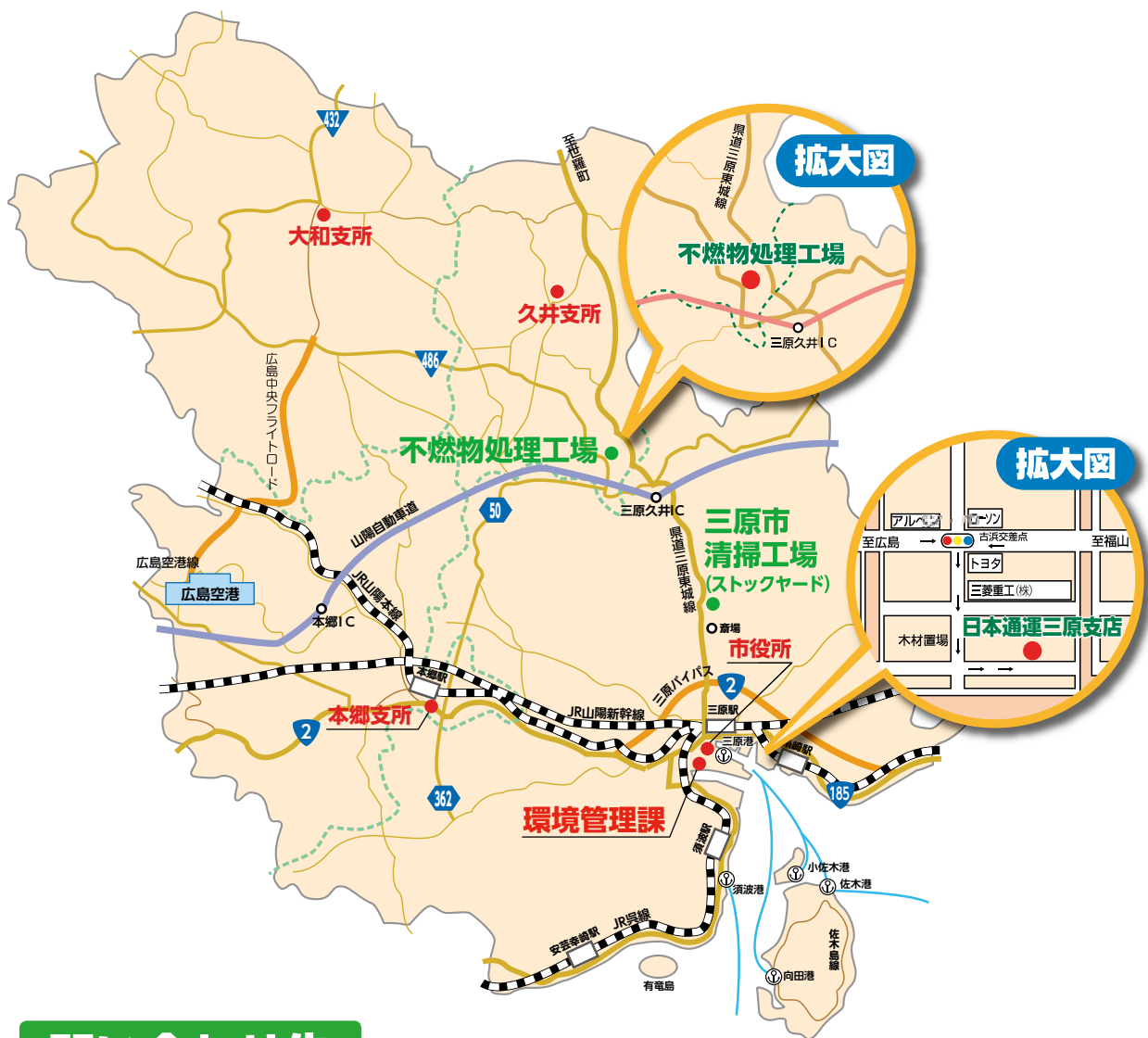
(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、その減量化及び資源化に努めなければならない。
- 2 事業者は、過剰包装等の回避に努めなければならない。また、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理が困難とならないよう、環境の保全に配慮した製品、容器等の開発に努めなければならない。
 - 3 事業者は、廃棄物の減量化、資源化及び適正な処理の確保に関し、市の政策に協力しなければならない。

(占有者の義務)

- 第11条 占有者は、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

- (1) 有害性のあるもの
 - (2) 危険性のあるもの
 - (3) 引火性のある物
 - (4) 著しく悪臭を発生する物
 - (5) 特別管理一般廃棄物
 - (6) 適正処理困難物
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、収集処理に著しく支障を及ぼすおそれがある物
- 2 占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。



問い合わせ先

環境管理課	〒723-0016 三原市宮沖五丁目5番10号 三原市生活環境部環境管理課 ☎0848-63-1210 FAX 0848-67-6069	
	清掃工場	☎ (0848) 62-4197 もやすごみの直接搬入 受入時間(土・日・一部祝休日・年末年始を除く) 8時30分～12時 13時～16時30分
	不燃物 処理工場	☎ (0847) 32-7262 もやさないごみ・資源化ごみの直接搬入 受入時間(土・日・一部祝休日・年末年始を除く) 8時30分～12時 13時～16時30分

〈発行〉 〒723-0016 三原市宮沖五丁目5番10号 三原市生活環境部環境管理課
 ☎0848-63-1210 FAX 0848-67-6069
 ホームページアドレス <http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/23/>
 Eメールアドレス kankyokanri@city.mihara.hiroshima.jp